

森林法施行規則の一部を改正する省令案の概要

I 線下伐採の場合に伐採造林届の提出を不要とする件

1 現行制度

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)において、事業用電気工作物を設置する電気事業者は、電線路と植物の離隔距離を確保しなければならないとされているところ、電気事業者各社により電線路の保安のための立木の伐採(以下「線下伐採」という。)が行われている。
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8第1項に基づき、森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている私有林の立木を伐採するには、市町村に、伐採造林届を提出しなければならないとされているところ、線下伐採を行う場合にも、伐採造林届の提出が電気事業者各社に義務付けられている。

2 改正概要

- 線下伐採の届出等の実態を調査した結果、線下伐採は、
 - ① 全国で1万3千件/年(届出全体の約1割超)以上の提出があり市町村の負担が大きく、
 - ② 伐採内容が定型的かつ義務的に実施されるもので市町村が指導する必要性が限定的であることが明らかとなった。
- このため、今般、新たに線下伐採を届出の対象外とするため、届出の対象外となる場合を定める森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第14条について所要の改正を行う。

II 林業普及指導員資格試験の受験者資格に高卒認定審査合格者を追加する件

1 現行制度

- 森林法に基づき、林業普及指導員(※)に任用されるためには、林業普及指導員資格試験に合格する必要がある。
- (※ 林業に関する技術及び知識を普及させるとともに森林施業に関する指導を行うために、都道府県に林業普及指導員を置くこととなっている。)
- その上で、林業普及指導員資格試験の受験資格については、現行の森林法施行規則において、以下の①・②に該当する者で、卒業又は合格後当該試験の実施期日までに、森林法施行規則第91条第1号に定める職務(※)に従事した期間を通算した期間が10年以上に達するものと規定している。
 - ① 高等学校を卒業した者
 - ② 高等学校卒業程度認定試験(以下「旧大検」という。)に合格した者

※ 規則第 91 号第 1 項第 1 号に定める職務

- イ 国、地方公共団体又は法人の試験研究機関における林業に関する**試験研究**
- ロ 高等学校又はこれと同等以上の教育機関における林業に関する**教育**
- ハ 国、地方公共団体又は法人における**林業に関する技術についての普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理**（計画的な森林の整備及び保全を目的として、林業に関する技術についての知見を活用してその企画及び立案並びに実施又は実施の指導を行うことをいう。）

2 改正概要

- 文部科学省において、高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)が令和 4 年 4 月 1 日に公布・施行され、文部科学大臣が高等学校卒業者と同等以上の学力を有するかどうかを認定する**高等学校卒業程度認定審査**（以下「認定審査」という。）が創設されたところ。
- この認定審査は、旧大検と同様の制度とされているため、認定審査の合格者も受験資格者に追加する。

III 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日（ただし、II の改正規定については公布日施行）